

介護保険特集 播磨町の介護保険会計

今回は、介護保険の保険給付で使うお金に対して法律などで介護保険料と公費（税金）の割合が定められていることを説明しました。

今回は、播磨町の平成12年度と平成13年度の介護保険給付の収入と支出を説明します。

平成12年度、13年度の介護保険給付の収入と支出

介護保険の給付は訪問介護（ヘルパー）等のように人や施設から直接サービスを受ける現物給付と住宅改修費の支給等のようにお金を給付される現金給付の2種類があります。介護保険会計では、現物給付は3月から翌年の2月までにサービスを受けた分を、現金給付は4月から翌年の3月までに支給決定を受けた分をその年度の支出とします。

介護保険の保険給付に平成12年度は6億2,322万円（平成12年4月から介護保険が始まったため、平成12年度は現物給付が11カ月です）、平成13年度は7億8,775万円を支出しました。それぞれの年度で保険料と公費との割合と金額は図1のようになります。

調整交付金と保険料

図1の中で平成12年度、13年度とも国の負担金の割合が25%に達していませんし、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の割合が17%を超えています。なぜでしょうか。

国の負担金は介護給付費負担金と調整交付金の2種類があります。介護給付費負担金は保険給付費の20%の割合で必ず交付されます。

調整交付金は0から5%までの間で各市町の75歳以上の高齢化率と65歳以上の方の所得分布に応じて国が決定します。

播磨町の調整交付金の割合は平成12年度で2.2%、平成13年度で2.5%となり、その不足額は第1号被保険者の負担となります。

介護給付費準備基金へ積み立て・取り崩し

平成12年度では第1号被保険者の保険料と国の保険料軽減補助金の合計額が1億4,676万円であり、保険給付費で第1号被保険者が負担する額を差し引いても2,355万円の余剰が生じました。この余剰金は、介護給付費準備基金という皆さんの家庭の貯金に当たるものに積み立て将来の保険料不足に備えます。

平成13年度では310万円の不足が生じたのでこの介護給付費準備基金より補充しています。なお、平成14年度においても不足が生じ、この介護給付費準備基金の全額を補充せざるを得ない見込みです。

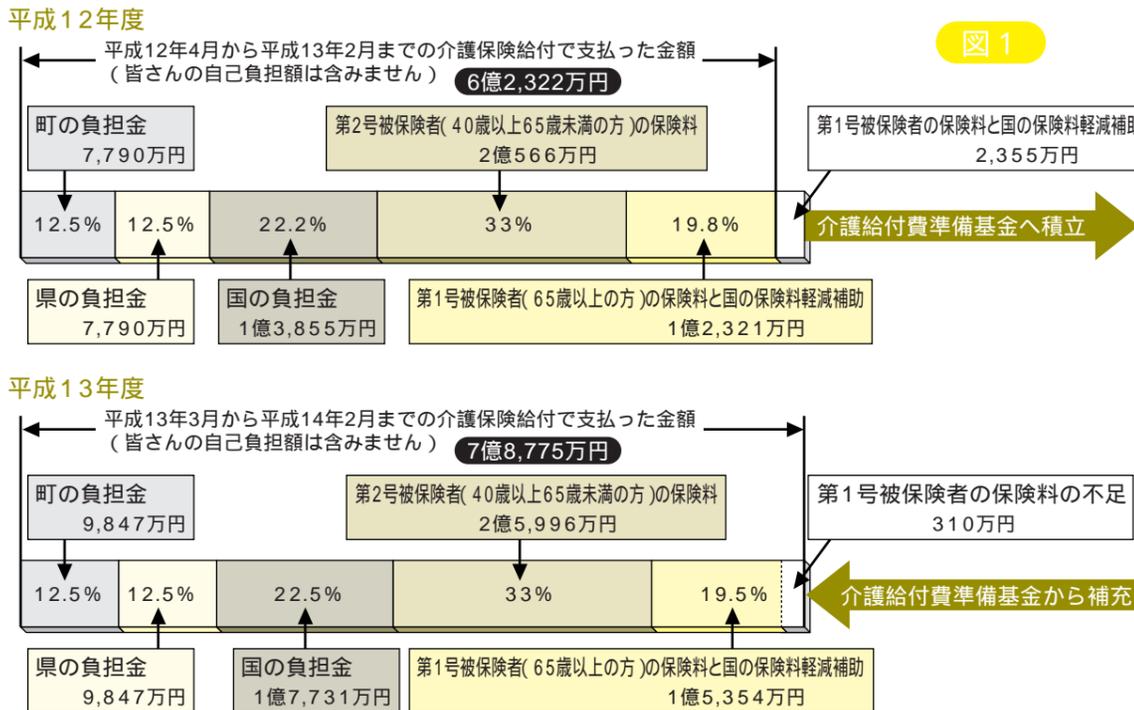
問い合わせ

健康福祉課 介護保険係
☎0794(35)2362



介護給付費準備基金

図1



福祉

身体障害者航空旅客運賃の割引対象者の範囲拡大

平成15年1月1日搭乗分より身体障害者航空旅客運賃の割引対象者の範囲が次のように拡大されます。

- （従来の割引対象者）
満12歳以上の第1種身体障害者及びその介護者1名
- 満12歳以上の第2種身体障害者であつて、視覚障害4級、平衡機能障害3級などの一定の要件を満たす人
- （拡大後の割引対象者）
満12歳以上で身体障害者手帳を所持している人（第1種身体障害者については介護者1名も割引対象）

航空券の購入手続き

問い合わせ 健康福祉課
☎0794(35)2362



航空券購入時に、航空券販売窓口で身体障害者手帳を提示してください。第1種身体障害者が介護者と共に搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入してください。割引運賃の適用区間
各航空運送事業者へお問い合わせください。（ただし、国内線に限りです）

心身障害者扶養共済の掛金補助の振り込み

平成14年度第2期の心身障害者扶養共済の掛金補助は、12月25日に口座に振り込みました。個人あての通知はいたしませんのでご了承ください。

問い合わせ 健康福祉課
☎0794(35)2362

国民年金Q&A

Q 保険料を納めないまま37歳まで来てしまいました。今から納めても保険料は掛け捨てになつてしまうのですか。受け取るために何か方法はないですか。

A 国民年金に任意加入することによって、支給資格期間を満たすことができます。年齢基礎年金を受けるには、20歳から60歳までの間に次の3つの期間の合計が25年以上あることが必要です。

- 保険料を納めた期間（厚生年金等加入期間を含む）
- 保険料を免除された期間
- カラ期間などの合算対象期間

60歳までにこれらの期間が25年に不足して年金を受給できない方は、60歳から65歳までの間に不足している期間が25年未満に近づけることができます。

任意加入の資格取得

任意加入被保険者の資格を得るには、加入の申し出をした日から、過去にさかのぼって資格取得することはできません。

また、保険料は加入を申し出た月分から強制加入の場合と同額（月額1万3千300円）を納付することになります。

- 問い合わせ 加古川社会保険事務所
☎0794(27)4511
- 住民課国民年金係
☎0794(35)2363



みんなで支える愛の献血



健康だからできること「献血！」
献血はいのちを救う愛の贈り物です。あたたかいご協力をお願いします。

日時 1月14日(火)
午前10時～正午
午後1時～3時
場所 役場第1庁舎ロビー
協賛 はりまライオンズクラブ
いずみ会
問い合わせ 健康福祉課
☎0794(35)2362

ゆったり まったり リラクゼーション教室

日頃、たまったストレス・疲れをどうされていますか？

家庭でもできるリラクゼーション法を体験してみませんか？

日時 1月29日(水)～30日(木)
午前9時30分～11時30分
1回だけの参加でも結構です
場所 福祉会館 3階
内容 あなたのストレス度チェック
ストレスとのつきあい方
家庭でもできるリラクゼーション法

定員 20人
申し込み 健康福祉課
☎0794(35)2362
締切 1月22日(水)まで

難病特定疾患医療受給者証 継続申請受付の開始延期

12月号の広報に掲載しました継続申請について現在、国において「特定疾患治療研究事業の制度見直し」が検討されており、1月6日からの継続申請受付開始が延期になりました。

継続申請開始時期につきましては、2月以降に加古川健康福祉事務所に改めてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

問い合わせ 加古川健康福祉事務所
保健指導課難病担当
☎0794(22)0001